

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 27日

滋賀県知事 殿

提出者

住 所 滋賀県東近江市蛇溝町1166-6

氏 名 京セラ株式会社滋賀八日市工場
工場長 石井 一臣

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0748-22-1550 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京セラ株式会社滋賀八日市工場
事業場の所在地	滋賀県東近江市蛇溝町1166-6
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	

①事業の種類	電子部品デバイス、電子回路製造用部品 金型、付属品製造
②事業の規模	58,300百万円
③従業員数	八日市工場 2099人 (令和5年4月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 【産業廃棄物 処置工程フロー】 を参照ください

(日本工業規格 A列4番)

廃棄物の種類	処理工程
--------	------

汚泥(排水処理由来) : (社内)脱水 ⇒ (社内)送風乾燥 ⇒ (社外)焼却、セメント原料/セメント燃料

汚泥(切削粉等) : なし

廃油 : (社外)焼却、再生燃料、サーマルリサイクル(発電・セメント燃料)

廃酸 : (社外)焼却、サーマルリサイクル(燃料カロリー調整)

廃アルカリ : (社外)焼却、サーマルリサイクル(燃料カロリー調整)

ガラス・コンクリート・陶磁器くず : (社外)破碎 ⇒ (社外)資源回収・路盤材

廃プラスチック : (社内)圧縮(軟質のみ) ⇒ (社外)破碎・圧縮 ⇒ (社外)サーマルリサイクル(チップ燃料・熱回収)

木くず : (社外)破碎・解体 ⇒ (社外)チップ化、製品原材料、資源回収

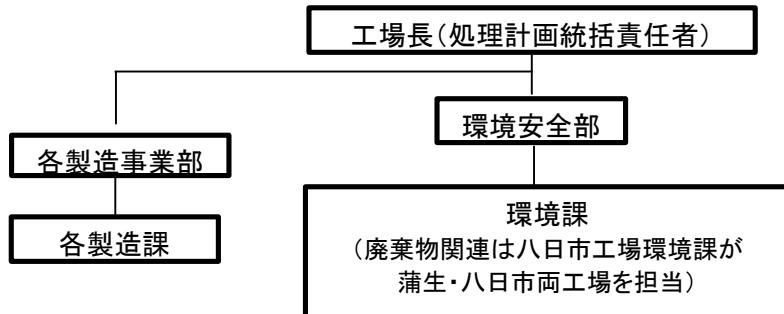
金属くず : (社外)資源回収

【(別紙1) 産業廃棄物 処理工程フロー】

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
前年度の取り組み継続・強化			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	【廃酸/廃アルカリ】 分別回収による社内処理化(排水処理場等での処理)
	【廃プラ】 材質ごとの分別回収による有価物化
	【木くず】 廃棄木製パレットの回収によるリユース
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	前年度の取り組み継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【汚泥(排水処理由来)】			
・脱水機による脱水減量化			
・脱水後の汚泥に送風し、乾燥			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
【汚泥(排水処理由来)】			
・脱水機の改善による減量化の促進			
・汚泥の送風乾燥の強化			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2の通り	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、優良認定処理業者を選定している。 ・処分委託先を年1回現地を訪問し、処理や保管状況等を確認 (会社全体として対応) 			

②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	別紙2の通り	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の取り組みの継続 ・収集運搬業者に対しても、法令順守等を中心とした調査を実施予定 (工場独自の対応) 				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙2